

令和7年度米沢市障がい者自動車燃料費助成事業について

障がい者に対する移動手段の助成として、自動車燃料費の助成を行います。

【助成対象者】

- ・身体障害者手帳1～3級（総合等級）所持者
(上肢機能障がい、又は聴覚障がいのみの場合は1、2級)
- ・療育手帳A所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者

※但し、上記の方が自動車税・軽自動車税の減免を受けている場合に限ります。障がいのある方が18歳未満の障がい児、又は知的・精神障がい者の場合はその家族とします。

【助成金額】

6,000円（消費税込み）を上限とします。（※年度内の申請は1回のみです
後日、助成金交付決定通知の発送をもって、指定の振込先口座へ入金いたします。

【申請の際お持ちいただくもの】

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
 - ・自動車税もしくは軽自動車税の減免決定通知書等の写し
 - ・自動車の燃料（電気自動車充電時の電気料も含む）を購入した金額の記載された領収書等の原本（返却不可）
 - ・振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- ※障がい者本人のものに限る。ただし、自動車税等の減免が介護者の自動車の場合、介護者名義のものでも可。

【申請等期間】

- ・助成金申請期間：令和7年7月1日（火）～令和8年3月6日（金）
- ・領収書の対象発行日：令和7年4月1日（火）～令和8年3月6日（金）



担当：米沢市社会福祉課

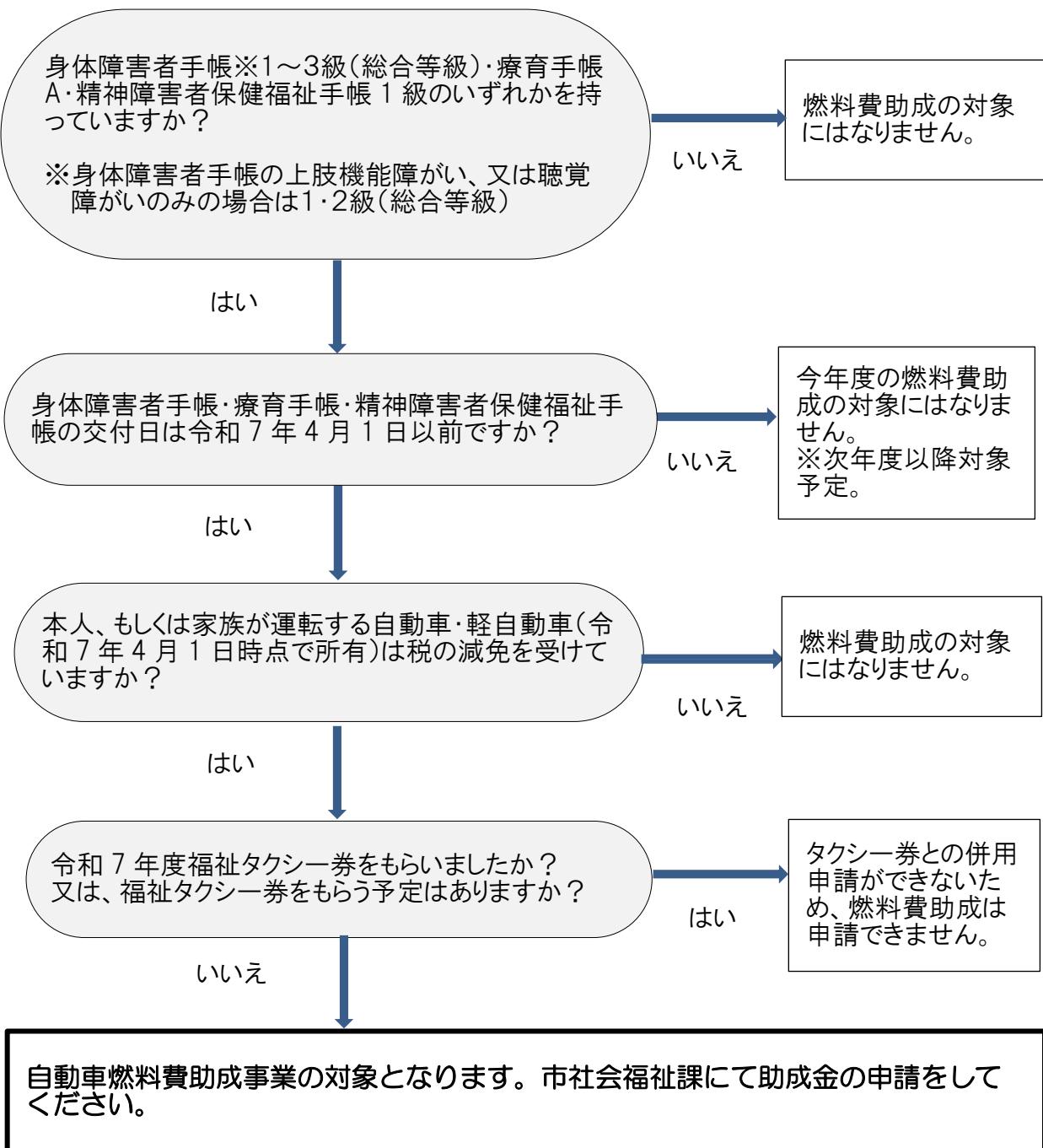
障がい者支援室

電話：22-5111

（内線：3602～3605）

※自動車燃料費助成に該当するか、裏面のフローチャートでご確認ください！！

自動車燃料費助成該当者フローチャート



タクシー券○□自動車燃料費助成どちらかを選んで申請してください！！

